

三芳水道企業団情報誌「三水通信第23号」をお届けします。

台風被害に伴う水道料金の減免制度について

令和元年台風15号、19号の影響で、宅内の水道管破裂等により漏水した場合は、漏水量に相当する水道料金を減免します。該当する方は、三芳水道企業団へ「災害等による水道料金軽減申請書」を提出してください。詳しい手続方法などは、三芳水道企業団へお問い合わせください。

問い合わせ先：三芳水道企業団 お客様サービスセンター 0470-25-7311

水道料金や手数料などの消費税率の変更のお知らせ

令和元年10月1日から消費税（地方消費税含む。）の税率が10%に変更されました。税率の変更に伴い三芳水道企業団にお支払いいただく水道料金や手数料などについても、変更されていますのでお知らせします。

水道料金については、令和元年9月30日以前から継続してご使用の場合、10月定例検針分の請求については消費税法の経過措置の適用を受け、税率は8%です。12月以降の定例検針分のご請求から、全ての方に税率10%が適用されます。

水道料金

基本料金（2ヶ月）

用途	使用するメーターの口径	料金（税抜き）	変更前の料金（8%）	変更後の料金（10%）	差額
一般用	13mm	1,474円	1,591.92円	1,621.40円	29.48円
	20mm	2,794円	3,017.52円	3,073.40円	55.88円
	25mm	4,070円	4,395.60円	4,477.00円	81.40円
	30mm	5,588円	6,035.04円	6,146.80円	111.76円
	40mm	10,164円	10,977.12円	11,180.40円	203.28円
	50mm	15,510円	16,750.80円	17,061.00円	310.20円
	75mm	37,884円	40,914.72円	41,672.40円	757.68円
	100mm	62,304円	67,288.32円	68,534.40円	1,246.08円
	150mm	120,802円	130,466.16円	132,882.20円	2,416.04円
臨時用	一般用と同じ				

従量料金（2ヶ月）

用途	使用水量1立方メートルあたりの料金	料金（税抜き）	変更前の料金（8%）	変更後の料金（10%）	差額
一般用	1㎡から16㎡まで	86円	92.88円	94.60円	1.72円
	17㎡から40㎡まで	191円	206.28円	210.10円	3.82円
	41㎡から80㎡まで	241円	260.28円	265.10円	4.82円
	81㎡から200㎡まで	286円	308.88円	314.60円	5.72円
	201㎡から1000㎡まで	328円	354.24円	360.80円	6.56円
	1001㎡以上	398円	429.84円	437.80円	7.96円
臨時用	398円 429.84円 437.80円 7.96円				

◎水道料金の計算方法

○計算例・一般用、口径13mm、使用水量40立方メートルの場合（2ヶ月）=8,177円 基本料金1,621.40円+従量料金6,556円=8,177.4円 ※小数点以下切り捨て8,177円（従量料金の内訳）（1-16㎡：94.60×16=1,513.6）+（17-40㎡：210.10×24=5,042.4）

開栓手数料

変更前：2,160円 改正後：2,200円 ※このほかの手数料などは、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

平成30年度の水道施設の更新工事について

三芳水道企業団の施設整備計画の基本方針等については、三芳水道企業団水道事業地域水道ビジョンを定めています。このビジョンの中では、安全で良質な水道水の安定的供給や、地震等の災害時であっても一定量の水道水の供給を確保するとの基本理念があります。

この基本理念に基づき計画を作成し、優先順位の高い箇所から事業を実施しています。この計画に基づき行った、主な工事の施工状況についてお知らせします。

これら水道施設の更新には、ばく大な費用がかかります。現在企業団では、この費用の多くを、国などからの借入金である「企業債」でまかっていますが、それでも全ての費用をまかないきれません。このため、国や県からの補助金を利用しつつ、経営改善やコスト削減を推進して工事を行っています。

主な施設更新工事

名称	場所	工事の概要
老朽管・石綿管更新事業	・県道88号富津館山線外配水管布設替工事（その2） ・県単道路改良（一般）工事（池之内・改良工）関連配水管布設替工事 ・県道館山富浦線外配水管布設替工事 など	GX形ダクタイル鋳鉄管 φ250・φ75 L=507m ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管 φ100・φ50 L=252m など
配水管整備事業	・国道410号配水管布設工事 ・市道5025号線配水管接続工事（その2） など	GX形ダクタイル鋳鉄管 φ200・φ75 L=393m K形ダクタイル鋳鉄管布設 φ200 L=6.5m 不排水分岐バルブ DIP250×200外6基 など
水道施設耐震化事業	・生活基盤施設耐震化等補助金事業増設浄水場配水池耐震補強工事（その2） ・生活基盤施設耐震化等補助金事業増設浄水場薬品沈澱池耐震補強工事	増設浄水場 薬品沈澱池及び配水池の耐震補強
浄水設備更新事業	・山本浄水場PAC及び次亜塩素素注入機更新工事 ・作名ダム間欠式空気揚水筒更新工事 ・増設浄水場粉末活性炭注入設備貯留槽及び注入ポンプ更新工事 など	次亜塩素素薬品注入機・PAC用薬品注入機 間欠式空気揚水筒（深湖用）更新 活性炭貯留槽、活性炭注入ポンプ、貯留槽廻り配管

平成30年度決算が認定されました

令和元年10月16日に開催されました三芳水道企業団議会定例会において、平成30年度水道事業会計決算が認定されましたので、その概要をお知らせします。

平成30年度の経営状況につきましては、水道料金の改定による給水収益の増加や受水費の減少などにより、18,889千円の純利益が計上されました。

しかしながら、給水区域内人口の減少や節水意識の向上による使用水量の減少に伴い、水道料金収入は年々減少し、依然として厳しい経営状況であるため、より一層の経営改善とコストの縮減を推進し、健全な財政基盤の確立に努めてまいります。

平成30年度三芳水道企業団水道事業会計に係る資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき資金不足比率を公表します。三芳水道企業団は、平成30年度決算に係る資金不足はありませんでした。

また、三芳水道企業団監査委員から平成30年度三芳水道企業団水道事業会計経営健全化審査意見書の提出があり、資金不足比率については、経営健全化基準に比較し健全で、効率的な行財政運営に努めた予算執行の成果であると判断されました。

今後も、健全な経営に努めてまいります。

比率名	平成30年度	経営健全化基準
資金不足比率	該当なし (賃金不足比率なし)	20.0

ご家庭の水道設備(給水装置)のメンテナンスはお客様ご自身でお願いします

ご家庭の給水装置はお客様の財産です。給水装置の管理を適正に行わないと、水漏れや水の濁りなどが発生する場合がありますので、日頃から水道メーターの点検や、朝一番に汲んだ水道水のチェックなどを行いましょう。

○給水装置について

公道などに埋設された配水管から分岐してご家庭の各じゃ口までの水道設備を総称して「給水装置」といいます。給湯器なども給水装置に含まれます。

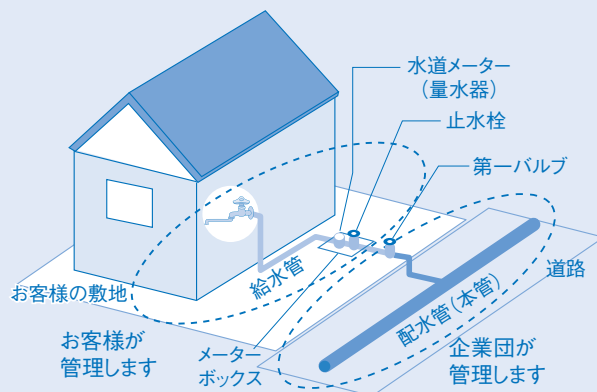
○給水装置の維持管理はお客様ご自身で行ってください。

ご家庭の給水装置はお客様の財産ですから、給水装置の漏水修理や改造はお客様ご自身で行っていただく必要があります。「じゃ口の水が止まらなくなったので修理して欲しい。」といったご要望を企業団にお寄せいただく場合がありますが、企業団ではこのようなご要望にはお応えできません。

給水装置の新設・改造・修理・撤去など、工事が必要な場合はお近くの三芳水道企業団指定給水装置工事業者にご相談下さい。

○給水装置の管理区分(下の図をご覧ください。)

給水装置のうち公道などに埋設されている部分については、管理上、設置完了後に三芳水道企業団に寄付していただいています。また、公道からお客様の敷地内に設置してある第一バルブ(止水栓)までは、三芳水道企業団が維持管理を行いますが、**第一バルブから水道メーターを経て建物内のじゃ口まではお客様が維持管理を行わなければなりません。**



組合加盟店一覧

水道工事は館山市水道管工事協同組合加盟店へご用命下さい
誠意をもって対応します!! 組合事務所 電話0470-22-6382

(有)伊勢庄商店
丸高石油(株)
共和設備工業(有)
(有)高橋農機店
(有)青木酸素商店
(株)商栄社
(有)杉山住宅設備
(有)市川ポンプ店

(株)ユタカ設備工業所
(有)山崎設備工業
(有)亀入ポンプ店
佐野ポンプ店
(有)ダンレイメンテナンス
(株)佐久間総合設備
千葉精工エンジニアリング(株)
安房住宅設備機器(有)

白幡興業(株)
(有)八幡電気
高尾設備工業(株)
(有)山本住設
堀川製作所
(有)ウェーブタカハシ
(有)真木商店
高木設備

小金設備工業(株)
(株)岡部建設
井上住設
マサ設備工業
小谷設備

有料広告

三芳水道企業団のホームページをぜひご覧ください。水道に関するより詳しい情報が掲載されています。
ホームページアドレス http://www.awa.or.jp/home/pww_344/